

## 令和3年度 事業計画（案）

～人と人がつながり、支え合える地域づくりを進めます～

少子・高齢化の進行による人口減少等に伴い、地域社会においては核家族化や単身世帯の増加等により地域コミュニティの変化や人間関係の希薄化等が課題となっています。更には新型コロナウイルス感染拡大による就労の制限や生活困窮の問題、また社会的孤立や疎外、心身の障がい等による社会的不安が高まる中で、これまでの福祉制度の枠組みでは対応困難な様々な課題への取り組みが急務となっています。このような状況の中で、誰もが自分らしく暮らし共に支え合える地域づくりが求められており、住民の皆さんと共につくる地域福祉の推進に取り組みます。

また令和3年度においても引き続き財政をはじめ様々な面で、厳しい状況下での事業運営が予想されます。現状をしっかりと認識し、かつ将来を見据えて地域福祉の推進と介護サービスの提供がなされるよう体制整備を図りながら様々な事業の見直しや工夫をし、住民の皆さんや利用者の皆さんに信頼されセーフティネットとしての役割が果たせるよう活動を進めます。

社会福祉法（第109条）に定められた市町村の区域内の地域福祉を推進するという社会福祉協議会の役割を再認識し、民間組織としての自主性と地域住民や福祉関係者等に支えられた公共性という2つの側面を併せ持った組織として、住民やボランティア、福祉関係者、公的機関等と連携・協働し、住民が参加する活動や支え合いの輪を広げることにより引き続き「人と人がつながり、支え合える地域づくり」を目指します。

### 重点目標および事業の内容

#### 1. 誰もが役割を発揮でき「支え上手・支えられ上手」になれる地域を目指す

大人も子供も高齢になっても障がい等があっても一人ひとりの個性や存在を認め合い、すべての人に出番と居場所がある地域が町内各所にできるよう活動します。

住民の主体性を大切にし、助け合い活動の楽しさとそれによって得られる充足感や生きがいを体感しながら行える地域の助け合い・支え合い体制づくりについて、生活支援コーディネーターを2名配置し、コロナ渦で様々な制限はありますが工夫をしながら積極的に取り組みます。

#### 2. 地域で活躍する担い手の発掘と住民同士の支え合い、ボランティア活動の活性化

地域の支え合い活動やボランティア活動に関心のある人などを対象に、高齢者や障がい者等への理解を深め、また地域や施設等で活動する際に必要な介護等の知識や技術を習得する講座等で地域活動の担い手となる人材を育み、講座等修了後のボランティア活動についても全面的にサポートします。

### 3. 高齢者および障がい者等の生活支援の推進

(1) 町との連携により、高齢者・障がい者等の生活の支援および在宅で介護をしている方等を支援します。(以下、主な事業)

#### ①お茶のみサロン事業

公会堂やコミュニティセンターなど地域の資源を拠点に、ボランティア等の担い手主体で実施する住民同士の交流やお茶のみ、レクリエーション等の運営を支援する。令和2年度現在9拠点(中央・中扇・横町・栗ガ丘・北岡・押羽・六川・矢島・松村)。

#### ②地域の高齢者等の通いの場の提供

介護福祉士等有資格者や地域のボランティアが、町老人福祉センター桃源荘で機能訓練、認知症予防、レクリエーション等のサービスを提供する。

○ミニデイサービス事業(毎週月・水・金曜日開催)

【対象】要支援の高齢者(町の基本チェックリストに基づく)

○いきいきサロン事業(毎週火曜日開催)

【対象】自立の高齢者(独居、二人暮らし、昼間一人になる方等)

#### ③生きがい福祉バス運行サービス事業

一般車両での移動が困難な、常時車椅子を使用している要介護高齢者や障がい者等の通院や買い物等の外出を支援する。

#### ④お元気コール事業

在宅のひとり暮らし高齢者等が安心して自宅で暮らせるよう、地域のボランティアの協力により電話での安否確認と孤独感の解消を図る。

#### ⑤家族介護者交流事業

在宅で重度の要介護高齢者や心身障がい者を一定期間以上介護している介護者同士の交流を深め、心身の疲れを癒しリフレッシュを図る。

#### ⑥ひとり暮らし高齢者交流会事業

地域の民生児童委員の積極的な協力により、65歳以上のひとり暮らし高齢者同士の交流や孤独感の解消を図り、仲間づくりや生きがいづくりを支援する。

#### ⑦障がい者交流事業

普段外出する機会が少ない身体・知的・精神に障がいがある方およびその家族の交流と心身のリフレッシュを図り、生きがいづくりを支援する。

(2) 福祉基金の活用により高齢者、障がい者、低所得者、在宅介護者等を支援します。(以下、主な事業)

#### ①有償在宅福祉サービス事業「有償くらし安心サポート“福ちゃん”」

地域にある困りごとや福祉ニーズを掘り起こし、登録いただいた提供会員のボランティア活動につなげ、地域で支え合う仕組みを推進する。

#### ②金銭管理・財産保全サービス事業

65歳以上の高齢者および20歳以上の身体障がい者が地域で安心して日常生活を送れるように、契約に基づき日常の金銭管理や重要書類等を預かる。

③福祉車両貸出サービス事業

車椅子でなければ移動ができない高齢者や障がい者が、家族同士で外出できるように車椅子のまま乗車できる福祉車両を貸し出す。

④介護保険利用料助成事業

住民税非課税世帯に属する居宅介護サービス利用者の介護保険利用料を助成し、経済的負担を軽減する。

⑤在宅介護支援金給付事業

要介護度3以上の高齢者および重度心身障がい者を在宅で6カ月以上介護している方を支援し在宅での介護を推進する。

⑥おむつ給付サービス事業

要介護認定者および重度心身障がい者で常時おむつを使用しなければ日常生活を営むことが困難な方におむつを給付し、家庭の経済的負担を軽減することにより可能な限り在宅で生活が送れるよう支援する。

⑦小布施の恋活事業

結婚につながる出会いが少ない小布施町近郊の独身男女に、結婚につながる出会いの場を提供し、結婚を支援する。小布施町での定住や出生にもつなげる。

4. 利用者本位のサービス提供を実現する在宅介護サービス事業の実施

介護・障がい者サービスでは、住み慣れた地域で暮らしが継続できるよう多様化している生活ニーズに対応できる柔軟なサービス提供に心がけます。訪問介護や通所介護等単体の事業所ごとにサービスを完結させてしまいがちですが、在宅生活を支える視点で事業所間の連携や地域住民等との連携が図れるようソーシャルワーク機能の向上に努め、地域に貢献できる事業所を目指します。

(1) 社会福祉協議会の職員としての自覚と専門職意識を持ち、法人基本理念や事業所方針を実行します。

(2) 要介護者等が住み慣れた自宅で安心して暮らせるように在宅サービスを提供するとともに、在宅で介護をしている家族の負担軽減を図ります。

①介護保険法に基づく事業（一部、介護予防・日常生活支援総合事業）

- ・通所介護（町デイサービスセンター・デイサービスセンター花の里）
- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・居宅介護支援（ケアプランの作成、サービスの調整）
- ・ミニデイサービス（桃源荘）

②障害者総合支援法に基づく事業

- ・生活介護（デイサービス）
- ・居宅介護、重度訪問介護（ホームヘルプサービス）

(3) 事業所ごとのアクションプランを定め、稼働率を上げるよう数値化した目標を設定し、より具体的な取り組みを実行することにより他事業所との差別化を図り経営の安定に努めます。また専門家の指導の下、課題を洗い出し改善していくことにより引き続き既存事業の収益改善に取り組みます。

5. 組織体制の見直しと職場環境の整備および有事に備えた体制整備

- (1) 地域福祉部門と介護サービス部門の管理体制を明確にし、それぞれの事業が相互に連携しながら実施できるよう体制強化を図ります。
- (2) パートタイム・有期雇用労働法の施行に伴う同一労働同一賃金の対応と、就業規則や給与規則等の見直し等により働きやすい職場環境の整備に努めます。
- (3) 災害等が起こった際に、職員および災害ボランティア等がどのように行動・活動をするか、より実効性のある具体的な対応方法を明確にし、有事に備えた対策訓練等を実施します。また、長野県社会福祉協議会等が実施主体となって開発している災害時の要支援者情報管理システム「災害福祉カンタンマップ」の実証実験に参画し、災害時の事業所における非常災害対策計画や要支援者の個別避難計画等の作成に向けた取り組みを始めます。